



令和2年度

事務所だより 第4号

令和2年12月7日
益田教育事務所

小学校における外国語教育

学校教育スタッフ 指導主事兼企画幹 上田陽一郎

本年度から小学校では新しい学習指導要領に則った学習が始まり、外国語教育においても新しい動きがありました。以下に示したのは、外国語活動と外国語科の目標です。

| | |
|----------------------------|---|
| 外国語活動 (3・4年生 年間35時間) | 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。 |
| 外国語 (5・6年生 年間70時間) | 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。 |

この2つの目標に共通しているポイントは「言語活動を通して」というところです。外国語活動や外国語科における「言語活動」とは、各教科等で充実が図られてきた記録、要約、説明、論述、話し合いといった言語活動よりは基本的なものを指していて、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動のことを言います。また、言語活動を成立させるためには「目的・場面・状況」が設定されていることが必要となります。

| |
|--|
| <p>(例)「話すこと(発表)」における言語活動</p> <p>(ア) 時刻や日時、場所など、日常生活に関する身近で簡単な事柄を話す活動。</p> <p>(イ) 簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の趣味や得意なことなどを含めた自己紹介をする活動。</p> <p>(ウ) 簡単な語句や基本的な表現を用いて、学校生活や地域に関することなど、身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどを話す活動。</p> |
|--|

したがって、例えば、発音練習や歌(チャンツ)、英語の文字を機械的に書く活動は、言語活動ではなく練習となります。練習は言語活動を成立させるための知識や技能の習得に必要なことですが、学習活動が練習だけで終わることがないように留意する必要があります。

外国語の学習においては「読むこと」や「書くこと」の指導が加わりました。この2つの領域の指導で大切なことは、「聞くこと」の活動で音声に十分に慣れ親しませ、読む活動で文字の識別や発音をさせてから書く活動につなげるという順序性です。もちろん「伝えたい内容があるから書く」という言語活動の視点を大切にします。また、小学校の段階で語句や文を書いて伝える場合には、「音声で十分に慣れ親しんだ基本的な表現を書き写す」や「例の中から選んで書く」とされています。

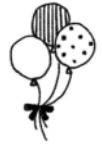
まずは先生方が「英語を学んで楽しい！」というモデルになっていただければ、子どもたちは自ずと英語に対して親しみを持つようになると思います。一緒に頑張っていきましょう！





子どもの言動の背景をみつめてみませんか

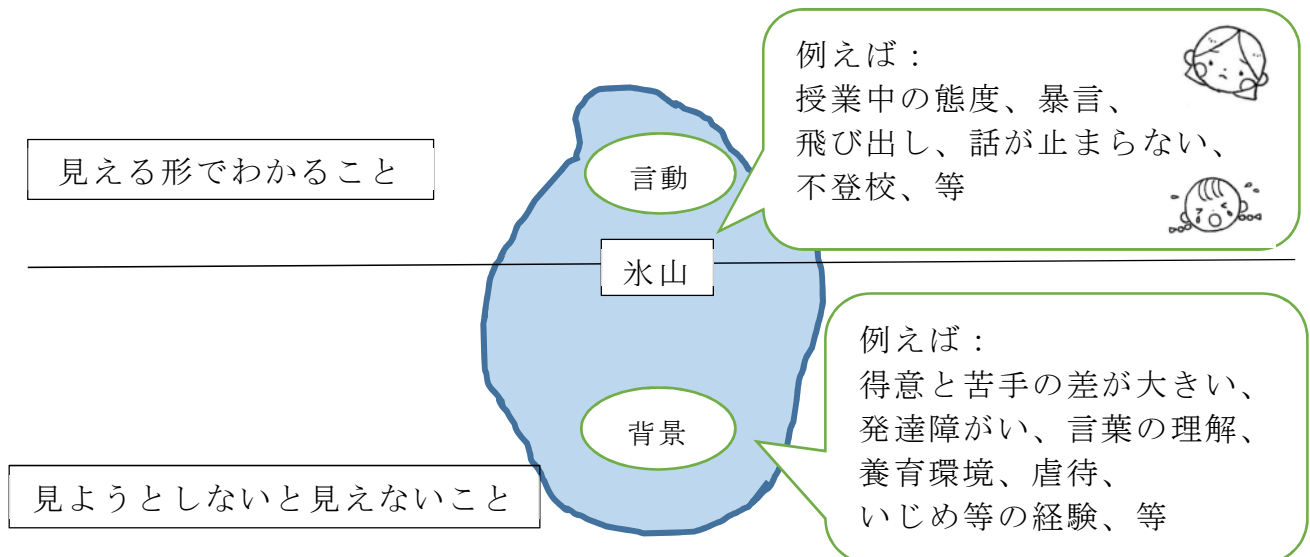
吉賀町教育委員会 派遣指導主事 石橋 功子



授業中に「今日の指示はAさんに伝わったかな?」「Bさん、最後までやるのが苦しかったかな?」と感じることはありませんか。子どもが「困っている」ということを推測することを通して、「どんな指示が適切だろうか」「どんな環境設定が必要だろうか」と各学校で様々な支援を考えておられる日々だと思います。

子どもへの支援を行うためには、その子どもをよく知ること「なぜなのだろう」と考え、実態把握することが不可欠です。そのためには、子どもの言動だけでなく、その背景要因を見つめることが重要となります。

私たちに「見える形でわかる」言動は、子どもの一部（下図：氷山の一角）でしかありません。でも、その背景にたくさんのことが隠れています。この背景は、「見ようとしないと見えないこと」ともいえます。背景には、子ども自身の特性や個性等だけでなく、子どもを取り巻く環境も影響しています。



背景要因をみつめるときに大切なことは、まず、担任だけでなく様々な場面にかかわる教師とチームになって多様な視点から見ることです。そして、本人の意欲や性格や好き嫌い、つまり個人の要因ばかりに目を向けるのではなく、その子が安心して主体的に取り組める環境設定ができているのかという視点ももつことです。

背景要因をみつめ、考え協議し、たどり着いた子どもへの支援は一度でその子にピタッとくると嬉しいのですが、うまくいかないこともあります。「この子のために…」と思い、吟味した支援であっても、実際に試してみると、なんだか子どもの表情がさえないことがあります。子ども自身が主体的に生き生きと活動できるような学びの環境設定になっているだろうかと常にその言動を見つめていきたいものです。

「子どもをみつめる」この繰り返しが適切な支援に結びついていくのではないのでしょうか。



子どもも大人もまちづくりの主体者になろう！

益田市教育委員会 派遣社会教育主事 田原 俊輔

「学校外の地域活動に中学生が参加することで、活動自体が活性化します。そうすると、様々な活動の中で私たち自身の力が伸びます。なぜなら地域には各分野のスペシャリストがおられ、何度失敗しても、何度でもトライできるからです。それによって一人一人の力を伸ばすことができます。そして、中学校全体の力を伸ばすことができます。中学校が元気になれば、この地域全体の元気も増えるはずです。僕たちも地域の皆さんと一緒に、地域のためにできることを考え行動したいです。」

これは、今年度6月に横田中学校の体育館で開かれた「西益田地区つろうて子育て協力者の会」に集まった約80名の地域の方々に向けて、3人の中学生が語りかけた言葉です。中学生自らが、まちづくりの主体者として動き出そうとしている姿に、参加した大人は心を揺さぶられていました。中学生のこのような姿は、どのようにして生まれたものなのでしょうか。

11月に「地域の想いを知ること・子どもたちに地域の大人がかかわる意味を知ること」をねらいに、横田中学校区合同職員研修が開催されました。参加した皆さん（4保育園・小中学校、公民館、つろうて子育て協議会長など）の中では、以下のようなことが影響しているのではないかと共有されていました。

- 子ども達に地域の大人がかかわる多くの活動があり、それらの活動は幼児期から中学生まで途切れなくつながっている。それらの活動は年代ごとのねらいに沿って行われている。(In About For With)
- 年齢に関係なく、子ども同士のつながり、子どもと大人をつながり、そして大人同士のつながりが生まれている。それは、「顔見知りの関係」⇒「あいさつできる関係」⇒「名前呼び合える関係」⇒「共に活動する関係」に深まっている。
- 学校で学んだことを地域で、地域で学んだことを学校で実践する場がある。(主体性、コミュニケーション能力など、主に非認知能力の育成に関すること)

これまで「つろうて子育て」を合言葉にした活動の積み上げによって、子ども達は社会に出るための予行練習をし、より良い未来を形づくるために必要な力を身につけたり、学んだりしてきました。それが学校の中だけで完結せず、地域にも学びや実践の場があることが、中学生の今の姿に大きく関係していると感じています。

西益田地区つろうて子育て協議会では、「子どもも大人もまちづくりの主体者になろう」という目標を掲げ、子どもに関わる大人が、子どもの成長を共に喜び合い、確認できる場があることも、次の活動への原動力になっています。



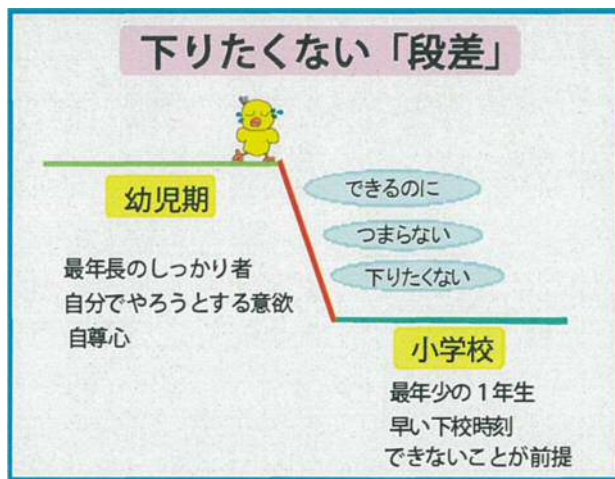
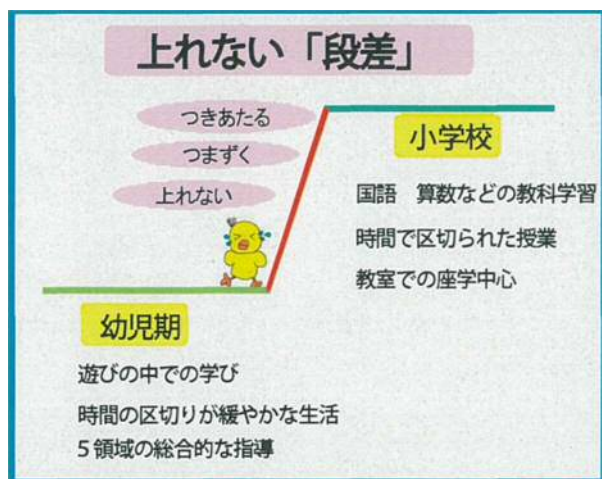
《西益田地区つろうて子育て協力者の会の様子》

子どもが感じる「段差」について考えてみましょう

幼児教育アドバイザー 下脇 由記子

2020年度には、新しい小学校学習指導要領が全面実施となりました。今回の改訂において、幼児教育と小学校教育の接続も大きなテーマの1つとなっています。また、18歳の段階で身に付けておくべき力は何かを踏まえて、幼児期から高等学校までの一貫した教育を展開していくことをめざし、3つの資質・能力、すなわち「知識及び技能（基礎）」、「思考力、判断力、表現力（基礎）」、「学びに向かう力、人間性等」が明確化されました。校種を問わず、同じ視点、同じ資質・能力、同じ教育観・教育理念・評価観で子どもを育てることがうたわれています。今後ますます校種間の連携や接続が問われる時代となり、つながることが重要となっています。

さて、幼稚園や保育所等で生活してきた子どもが小学校に入学すると、様々な違いに出会います。子どもが感じるこの違いを「段差」として考えてみます。



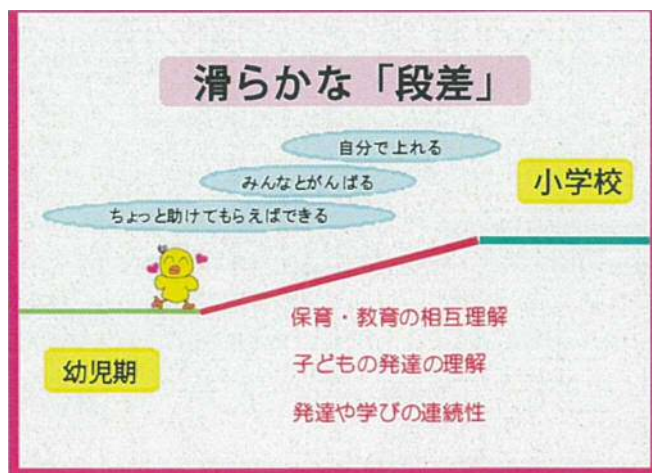
左の図は、上れないと感じられる段差で、「遊びを中心とした幼児期の学び」から、「教科や時間に区切られた小学校の学び」へというような、主に学習面での移行です。一方、右の図は、下りたくないと感じられる段差で、有能感に満ちた年長児が、最年少の立場の1年生として扱われるような、主に生活面での移行です。

では、この段差をなくせばいいのでしょうか。いいえ、子どもにとって、1年生になる期待や小学校への憧れは、とても大切なものです。

できないことができるようになるということ、子どもは自信や喜びを感じるようになります。段差をすべて取り除くのではなく、子どもが幼児期に身に付けた力で対応できるような、滑らかな段差にすることが大切です。子どもの成長のために必要です。

子どもは幼児期にたっぷりと学んでいます。学びが途切れることがないよう、小学校生活が、ゼロからのスタートとしないために円滑な接続の手立てを考えていきましょう。

【栃木県幼児教育センター 学びをつなぐ幼・保・小連携・滋賀県総合教育センター 幼児の遊び・児童の学びジョイントブック 参照】



「総務課」から 教職員のみなさまへ

～ご存じですか？「扶養」の制度の違い～



「家族を扶養につける、はずす」などと聞かれたことがあるかもしれません。ひとことで「扶養」といっても制度により対象者の範囲や支給要件等が違います。

| 種類 | 給与上の「扶養」 | 共済組合の「扶養」 | 税法上の「扶養」 |
|-----------------|--|--|--|
| 名称 (対象者の呼び方) | 扶養手当 (扶養親族) | 共済組合 (被扶養者) | 配偶者控除・配偶者特別控除者(控除対象配偶者) 扶養控除(扶養親族) |
| 扶養につけるとどうなる？ | ・認定された扶養親族の区分(配偶者、子等)、人数等に依り、毎月一定の額の扶養手当が給料に加えて支給される | ・当該扶養親族分の保険料を支払わなくても、短期給付を受けることができる(健康保険証が交付される) | ・扶養親族の人数、種類に応じて、所得から一定の額が差し引かれる(所得控除を受けられる) →結果的に税が安くなる |

【家族を扶養につけている人は、要注意！】

○子どもが少し前から、アルバイトを増やしました。月の収入額を聞いてみると、ここ2、3ヶ月、12～13万円の収入があるようです。でも年額は130万円を超えていないから、大丈夫ですね？



【答】※給与所得のある親族の場合の大まかな目安です

- ・扶養手当(給与)⇒「○」年額130万円
- ・被扶養者(共済組合)⇒「×」3ヶ月連続して月額108,334円(通勤手当含む)を超えると、取消しとなります。
- ・扶養控除(税)⇒「△」1～12月の給与収入が103万円を超えない場合

○扶養対象の配偶者が個人年金を月々もらい始めました。でも、配偶者自身が掛け金を払っていた個人年金だから収入ではないですね？

【答】

- ・扶養手当(給与)⇒収入です。年又は月等の単位で恒常的なものを収入に含みます。
- ・被扶養者(共済組合)⇒収入です。年間における恒常的なものを収入に含みます。
- ・配偶者控除/配偶者特別控除(税)⇒収入です。そこから雑所得を算出します。

☆扶養対象家族の収入や雇用契約等に変動がある場合は、事務担当者へご相談ください。



どの制度も「家族を扶養につけている」場合は、エクセルシートに毎月の収入額を保存するなど、その家族の収入状況を常に把握するようにしてください。また、給与明細書や年金通知等の収入額が証明できるものをなくさないように保管をお願いします。

制度の詳細については、各校の事務職員、事務グループ内の事務リーダーへお問い合わせください。